

令和元年10月 変わりました！ クルマの税

(自家用乗用車に限る)



CHANGE 1

新車の「自動車税」が毎年減税！
年間最大4,500円減税！
(登録車に限る)

CHANGE 2

「自動車取得税」が廃止！
導入される「環境性能割」は
1%分軽減！
※2019年10月1日～2021年3月31日まで



詳しくは

<https://www.car-tax.go.jp>

CHANGE 1



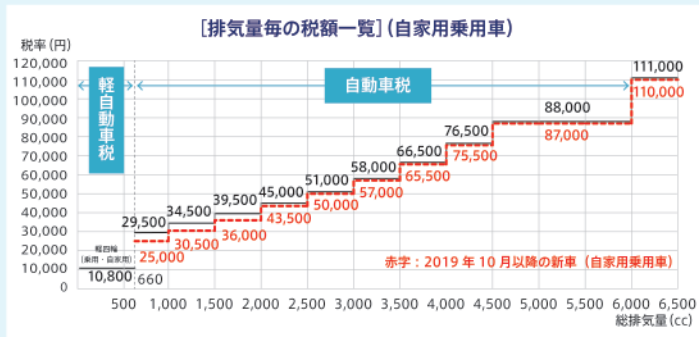
全排気量での引き下げは
1950年の創設以来初！

新車の「自動車税」が毎年減税！

(自家用乗用車に限る)

- 2019年10月以降に購入(※)する新車登録車から、「自動車税」が毎年減税になります。
- 2,000cc以下のコンパクトカーほど減税額が大きく、この排気量では年間最大4,500円、10～15%程度の毎年減税となります。

(※) 10月1日以降に
初回新規登録を受けた場合



排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)
1,000 cc以下	29,500 円	25,000 円 (▲4,500 円)
1,000 cc超 1,500 cc以下	34,500 円	30,500 円 (▲4,000 円)
1,500 cc超 2,000 cc以下	39,500 円	36,000 円 (▲3,500 円)
2,000 cc超 2,500 cc以下	45,000 円	43,500 円 (▲1,500 円)
2,500 cc超 3,000 cc以下	51,000 円	50,000 円 (▲1,000 円)
3,000 cc超 3,500 cc以下	58,000 円	57,000 円 (▲1,000 円)
3,500 cc超 4,000 cc以下	66,500 円	65,500 円 (▲1,000 円)
4,000 cc超 4,500 cc以下	76,500 円	75,500 円 (▲1,000 円)
4,500 cc超 6,000 cc以下	88,000 円	87,000 円 (▲1,000 円)
6,000 cc超	111,000 円	110,000 円 (▲1,000 円)

ここがポイント！

一度だけでなく、保有期間
を通じて毎年減税された
税率が適用！



CHANGE 2



「自動車取得税」が廃止！導入された「環境性能割」は1%分軽減！

(自家用乗用車に限る)

- 消費税率が10%に引き上がる10月に「自動車取得税」が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて課税される購入時の税(環境性能割)が導入されました。

2019年9月末まで

自動車取得税

登録車 3%

軽自動車 2%

廃止、燃費性能に
応じた課税へ

2019年10月以降

環境性能割

登録車 0～3%

軽自動車 0～2%

ここがポイント！

燃費のいいクルマほど
税が軽減！



- 2019年10月1日～2021年3月31日までの期間は「環境性能割」の税率から1%分軽減されます。新車と中古車ともに対象です。

ここがポイント！

1%分軽減！



登録車	2019年4月1日～ 9月30日 (自動車取得税)	2019年10月1日～ 2021年3月31日 (環境性能割)
	エコカー減税 適用後税率	赤字は臨時的軽減 (～2021年3月31日まで)
電気自動車(※)	非課税	0%
2020年度燃費基準+40%達成車	非課税	0%
2020年度燃費基準+30%達成車	▲50%	1.5%
2020年度燃費基準+20%達成車	▲50%	1.5%
2020年度燃費基準+10%達成車	▲25%	2.25%
2020年度燃費基準達成車	▲20%	2.4%
上記以外の自動車	—	3%

環境性能が
高い車の非課税は
しっかり維持

自動車取得税
と比べ軽減

軽自動車	2019年4月1日～ 9月30日 (自動車取得税)	2019年10月1日～ 2021年3月31日 (環境性能割)
	エコカー減税 適用後税率	赤字は臨時的軽減 (～2021年3月31日まで)
電気自動車(※)	非課税	0%
2020年度燃費基準+40%達成車	非課税	0%
2020年度燃費基準+30%達成車	▲50%	1.0%
2020年度燃費基準+20%達成車	▲50%	1.0%
2020年度燃費基準+10%達成車	▲25%	1.5%
2020年度燃費基準達成車	▲20%	1.6%
上記以外の自動車	—	2%

10月1日～2021年3月31日は基本税率から▲1%分軽減

※電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

※上記燃費性能に加え、2020年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る

※自家用乗用車の場合

さらに！

「エコカー減税」、「グリーン化特例」が延長！

エコカー減税

自動車取得税：2019年4月1日～9月30日まで適用(10月1日に自動車
取得税が廃止され、環境性能割が導入)

自動車重量税：2019年5月1日～2021年4月30日まで適用

グリーン化特例

自動車税・軽自動車税：2019年4月1日～2021年3月31日まで適用
(2021年4月1日からは新基準が適用)

- 特設サイト (<https://www.car-tax.go.jp>) では、変更点の解説動画、ポスター・チラシや減税額シミュレーション等のコンテンツもありますので、ぜひご利用ください。
- 実際の減税額は、自動車の車両価格、排気量や燃費達成度等によって異なります。具体的な車種における税額の詳細は、自動車販売店等にご相談ください。



クルマの減税は
こちらのアイコンが
目印です！